

設置形態別の経営・教育の特徴

	私立（学校法人）	公立（直営）	公立大学法人
法人の設立	○文部科学大臣が認可	○法人を設立しない	○議会の議決を経て国等が認可（都道府県が設立する場合は、総務・文部科学大臣が共同認可）
役員 の 任命	○校長及び寄付行為の定めるところにより選任された者が理事 ○理事の中から理事長を選任	○地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成する評議会を設置（置かないことも可） ○評議会（又は教授会）の議に基づき学長の定める基準により、学長を選考	○理事長＝学長（別に学長を任命することも可） ○理事長である学長の任命は「選考機関」の選考に基づいて設立団体の長が行う ○理事長でない学長についても、同様の手続きを経て、理事長が行う
運営 組織	○私立学校法で規定 ・理事会、評議員会を設置	○教育公務員特例法で規定 ・教授会を設置	○地方独立行政法で規定 ・経営審議機関、教育研究審議機関を設置 ・役員会などその他の機関については、設立団体の判断により、定款等で設置
目標・ 評価	○教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表 ○文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価		○設立団体の長が中期目標を策定（法人意見に配慮） ○中期目標期間は6年間 ○地方独立行政法人評価委員会が評価
教育の 特徴	○建学の精神や独自の学風など自主性が重んじられるとともに、公共性が求められる	○地域における高等教育機会の提供と、地域社会での知的・文化的拠点として中心的役割 ○人事配置、予算執行を通じて設立団体が直接関与	○中期目標・評価を通じて設立団体が関与 ○直営に比べて、自主自律的な環境の下、魅力ある教育内容を展開できる
学費	○各学校法人の判断で決定	○条令により規定（他の公立大学に準拠）	○議会の議決を経て設立団体が認可（他の公立大学に準拠）
財政 支援	○私学助成制度	○学生数に応じて設立団体に交付税措置あり ○設置する自治体が経費を直接支出	○設立団体から法人に運営費交付金を支出
教職員 の身分	○非公務員	○公務員	○非公務員型